

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内
にある土地等の造成のための譲渡に伴う
期中特別勘定の設定期間延長承認申請書

税務署受付印

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

平成 年 月 日	提出法人	(フリガナ) 法人名等	
	□□単連 体結 法親 人法 人	納税地	〒 電話() -
		(フリガナ) 代表者氏名	
		代表者住所	〒
税務署長殿	事業種目		業

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -		部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名			決 算 期	
	代表者住所	〒		業 種 番 号	
	事業種目	業		整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課

租税特別措置法第65条の12第1項の規定による大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土
 租税特別措置法第68条の83第1項
 地等の造成のための譲渡に伴う特別勘定を下記により設定したいので申請します。
 記

申請の日における措置法第65条の12第5項 第1号又は措置法第68条の83第6項第1号に 規定する特別勘定の金額	譲り受けようとする措置法第65条の12第1項 又は措置法第68条の83第1項の宅地の取得 価額の見積額
円	円

(措置法第65条の12第1項又は措置法第68条の83第1項に規定するやむを得ない事情の詳細)

措置法第65条の12第1項又は措置法第68条の 83第1項の宅地を譲り受ける予定年月日	平成 年 月 日
(その他参考となるべき事項)	

税 理 士 署 名 押 印	
---------------	--

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印	
-------------	----	---------	------------	---------	----	-------	-------	---------	--

大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成 のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書 の記載要領等

- 1 この申請書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 12 第 1 項又は措置法第 68 条の 83 第 1 項に規定する宅地を譲り受けることを約して造成を行う個人又は法人に土地等の譲渡をした単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、当該宅地の造成に要する期間が 1 年を超えることその他のやむを得ない事情により、当該譲渡を含む事業年度（被合併法人の合併（適格合併を除く。）の前日を含む事業年度を除く。）終了の日までに当該宅地を譲り受けることが困難であり、かつ政令で定めるところにより、取得認定期間（当該譲渡をした日を含む事業年度終了の日の翌日から納税地の所轄税務署長が認定する日までの期間をいいます。）内に当該宅地を譲り受ける見込みである場合において（当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得認定期間内に当該宅地を譲り受ける見込みであることその他の政令で定めるものであることを含む。）、措置法第 65 条の 12 第 1 項の規定又は措置法第 68 条の 83 第 1 項により税務署長の承認を受けようとするときに使用してください。
- 2 この申請書は、譲渡をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月（その日から 2 月を経過した日以後にやむを得ない事情が生じたため税務署長が認定する日までに宅地を譲り受けることが困難であることとなった場合には、当該事情の生じた日から 2 月）を経過する日までに、提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、土地等の買取りをする者の一団の宅地の造成に関する事業により造成される宅地（土地等の買取りをする者の有するものに限る。）を当該土地等が買取られた者に対し譲渡する予定年月日及び当該宅地の価額の見込額を証する書類を添付して、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する口にレ印を付してください。
 - (4) 「申請の日における特別勘定の金額」欄には、その申請の日における措置法第 65 条の 12 第 5 項第 1 号又は措置法第 68 条の 83 第 6 項第 1 号に規定する特別勘定の金額を記載してください。
 - (5) 「譲り受けようとする宅地の取得価額の見積額」欄には、譲り受けようとする措置法第 65 条の 12 第 1 項又は措置法第 68 条の 83 第 1 項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。
 - (6) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法第 65 条の 12 第 1 項又は措置法第 68 条の 83 第 1 項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。
 - (7) 「宅地を譲り受ける予定年月日」欄には、上記(5)の宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。
 - (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。